

平成 23 年 3 月 31 日

各位

大 阪 市

東北地方太平洋沖地震に係る当面の対応について

大阪市では、東北地方太平洋沖地震の支援に係る契約事務について、迅速かつ的確に対応するとともに、予想される大阪市の事業の調達契約に係る影響については、可能な限り当面の災害応急対策を優先し、柔軟な対応を図ることとします。

具体的には、次のとおり取り組みます。

なお、国全体の動向を見据えつつ、今後の状況の変化により、引き続き必要な方針を検討します。

1 調達手続きの迅速化

- (1) 入札・比較見積の時間的余裕がない場合など、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号の規定による緊急特名随意契約を可能とします。
- (2) 契約管財局及び各所属において、受注相手方への実施指示書（契約書を簡略化したもの）により対応することとし、検査完了後、正規の契約手続を実施します。

2 復興支援の優先と事業者の負担軽減

- (1) 工事、委託、コンサル等の契約の場合

受注者から契約解除依頼（被災地復興の重点化による従事者不足・資材入手困難等による）があり、解除が正当と認められる場合には、罰則（指名停止、違約金等）なしで契約解除に同意します。

また、被災地への優先供給等により資材等の入手及び資材等価格高騰による工事続行が困難であるが、履行確保の見通しがある場合には、罰則なしで履行期限の変更を行います。

工事契約については、スライド条項の適用による契約金額の変更にも応じます。

- (2) 物品契約の場合

契約品目が不足（製造工場の被災、流通経路の寸断、被災地への優先供給などによる）し、納入の見通しがない場合には、罰則なしで契約解除を行い、納入の見通しがある場合には、罰則なしで履行期限の延長を行います。